

万が一、病気やケガで倒れたら…
あなたのご家族はどうしますか？



所得補償保険制度

団体長期障害所得補償保険制度

改定内容
天災危険補償特約の保険料が引き下げられました。

病気やケガで就業不能・就業障害になられたとき、
収入の減少を補償します。

- 所得補償保険は入院1日目から補償します。
- 所得補償保険は通算して、1,000日分保険金を受け取られるまで、ご契約を継続できます。
- 精神障害の一部も補償します。(アルコール依存、薬物依存等は対象となりません。)
- 加入手続きは簡単!告知のみで医師の診査は不要です。
(告知内容・過去の病歴等により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。)

※保険金のお支払方法等重要な事項は、17頁以降に記載されていますので 必ずご参照ください。

補償内容(保険金額)と月払保険料

所得補償保険

〈保険期間1年 職種級別1級 団体割引15% 支払対象外期間0日 対象期間6か月 精神障害補償特約セット〉 ※上限口数20口まで 月払

A型	満20～24歳	満25～29歳	満30～34歳	満35～39歳	満40～44歳
1か月につき 10万円	810円	850円	1,020円	1,210円	1,440円
	満45～49歳	満50～54歳	満55～59歳	満60～64歳	満65～69歳
	1,670円	1,910円	1,980円	2,080円	2,080円

〈保険期間1年 職種級別1級 団体割引15% 支払対象外期間0日 対象期間6か月 精神障害補償特約、天災危険補償特約セット〉 ※上限口数20口まで 月払

A2型	満20～24歳	満25～29歳	満30～34歳	満35～39歳	満40～44歳
1か月につき 10万円	820円	870円	1,040円	1,230円	1,470円
	満45～49歳	満50～54歳	満55～59歳	満60～64歳	満65～69歳
	1,700円	1,950円	2,020円	2,120円	2,120円

団体長期障害所得補償保険

〈保険期間1年 対象期間5年 支払対象外期間180日 団体割引15% 精神障害補償特約セット〉 ※上限数10口まで 月払

B型	満20～24歳	満25～29歳	満30～34歳	満35～39歳	満40～44歳	
1か月につき 10万円	男性	388円	402円	447円	573円	900円
		満45～49歳	満50～54歳	満55～59歳	満60～64歳	
		1,465円	2,585円	4,489円	7,746円	
	女性	満20～24歳	満25～29歳	満30～34歳	満35～39歳	満40～44歳
		231円	303円	417円	635円	1,103円
		満45～49歳	満50～54歳	満55～59歳	満60～64歳	
	1,808円	3,035円	4,762円	7,310円		

〈保険期間1年 対象期間5年 支払対象外期間180日 団体割引15% 精神障害補償特約 天災危険補償特約セット〉 ※上限数10口まで 月払

B2型	満20～24歳	満25～29歳	満30～34歳	満35～39歳	満40～44歳	
1か月につき 10万円	男性	395円	410円	456円	585円	918円
		満45～49歳	満50～54歳	満55～59歳	満60～64歳	
		1,494円	2,637円	4,579円	7,901円	
	女性	満20～24歳	満25～29歳	満30～34歳	満35～39歳	満40～44歳
		236円	310円	425円	647円	1,125円
		満45～49歳	満50～54歳	満55～59歳	満60～64歳	
	1,844円	3,096円	4,857円	7,456円		

保険料について
 ※保険料は保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
 ※年齢は、保険期間の初日現在(中途加入日時点)での満年齢とします。
 ※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
 ※本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2018年11月現在)
 ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(注)2018年4月1日以降に保険期間が開始する天災危険補償特約がセットされたご契約につきましては、保険料改定を行っております。

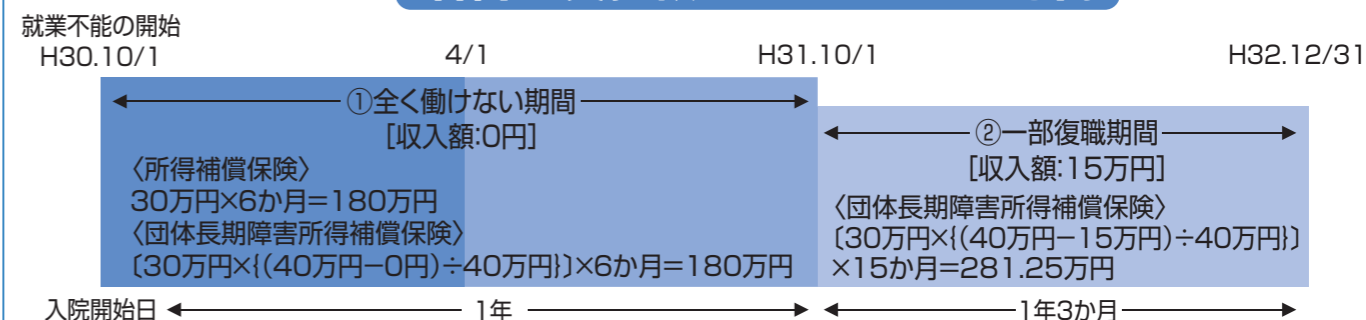
告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

〈ご加入例〉

40歳、男性、ご契約時の収入40万円/月、合計保険料7,020円
 ※天災危険なし 10月1日に交通事故で入院。1年間の休業後に一部復職するものの、その後1年3か月にわたり、所得が15万円だった場合
 所得補償保険:3口(保険金額30万円)、支払対象外期間0日、対象期間6か月
 団体長期障害所得補償保険:3口(保険金額30万円)、支払対象外期間180日、対象期間5年

合計お支払額…641.25万円



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者で本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

<所得補償保険><団体長期障害所得補償保険>のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：日本大学医学部同窓会
- 保険期間：2019年3月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2019年2月8日まで
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：日本大学医学部同窓会 会員の先生
- 被保険者：日本大学医学部同窓会 会員の先生方またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)(所得補償・新規加入の場合は、満20歳以上79歳以下(継続加入の場合は満89歳以下の方)で有職の方にかぎりず。)(団体長期障害所得補償・新規加入の場合は、満20歳以上64歳以下(継続加入の場合は満64歳以下の方)で有職の方にかぎりず。)(月払:2019年3月から毎月ご指定の金融機関口座から振替となります。)(12回払)
- お支払方法
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の櫻醫社までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		同封の「加入依頼書」・「告知書」・「預金口座口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*1 (例:A型→A2型、B型→B2型)	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*2をご提出いただけます。 *2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

*1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は櫻醫社までお問い合わせください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2020年3月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の当月から毎月ご指定の金融機関口座から振替となります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の櫻醫社までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【所得補償保険】

17

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険(基本補償)*	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(*2)のないもの など ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 <p>(注)精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p> <p>(*1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(*2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
	お支払いする保険金の額＝保険金額(月額)(*1)×就業不能期間(保険金をお支払いする期間)(*2)の月数(*3)	
	就業不能期間(保険金をお支払いする期間)(*2)＝就業ができない期間－支払対象外期間	
	(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。	
	(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(6か月)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。	
	(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。	
	(注1) 対象期間(6か月)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。	
	(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。	
	(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 	
	(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。	
(注5) 保険金のお支払いは、初年度加入(または通算支払限度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。2014年度(ご加入が2015年度以降の場合、ご加入年度)のご契約から継続後のご契約を通算してお支払日数をカウントします。		
(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。		

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)
(*) 補償内容が同様のご契約(*1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償特約の可否をご判断ください(*2)。
(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意くださいこと

- 特定疾病等対象外特約について
 - ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 - ※例えば、F群[腰・脊椎の疾病]の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 - ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 - ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。(削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合
- 基本補償の保険金額の設定について
 - ・ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
 - (※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

など
 ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

18